

令和 7 年 9 月 1 8 日
文 部 科 学 省
高等教育局私学部私学行政課

学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準等の一部改正に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準（平成 1 9 年文部科学省告示第 4 1 号）」及び「大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準（平成 1 9 年文部科学省告示第 4 2 号）」の改正について、令和 7 年 8 月 1 3 日から令和 7 年 9 月 1 1 日までの期間、電子政府の総合窓口 (e-Gov) の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 11 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1. 今回の改正内容について	<p>今回の審査基準・様式見直し（標準設置経費額・標準経常経費額の改定と適用時期の明確化等）を評価します。そのうえで、民間（企業・資産家）から大学・学部・研究室・大学院等への助成・奨学金の受入れを、より安全かつ透明に拡大するため、1. 寄附行為（定款）・申請様式に「基金化・透明化・独立性」を担保するモデル条項とチェックリストを標準装備、2. 個人→学生の“直接給付”の乱用リスクを避け、組織単位（研究室・学科・学部・大学）での受け皿を原則化、3. 地方大学の寄附獲得格差是正の観点から審査上の参考指標として明記、4. 税制優遇の拡充について関係省庁と連携検討を明示、をご提案します。今回の告示改正は標準経費の見直しですが、同時に「寄附の受入れ様式・審査の質」を底上げすることで、教育研究現場に流入する民間資金を最大化できると考えます。</p> <p>標準額の見直しは不可欠であり、今回の改正は適切です。しかし、真に現場に効くのは「お金の入り方と使い方の質」を同時に上げることだと思います。寄附行為・様式の標準化で、基金化・透明化・独立性を制度的に担保し、個人→学生の直接給付に伴うリスクを避けつつ、民間資金が安心して教育研究に流れ込む経路を太くしてください。これに税制優遇の拡充という追い風が加われば、日本の大学は自律的財源の比率を高め、学費負担の軽減と研究力強化を両立できます。今回の告示改正の機会に、ぜひ併せて前進をお願いいたします。</p>	<p>御意見ありがとうございます。本件について今回の改正内容に関する賛同の御意見として承ります。</p>
	<p>学校法人の寄附行為等の認可に関する審査基準について、2つの改正条文案に共通する別表第二に対する意見です。</p> <p>標準設置経費額の人件費（教員940万円、職員670万円）は何を根拠としてどのように算定されているのでしょうか。私立大学の教員や職員の賃金に適用される最低賃金は、大学が所在する都道府県の地域別最低賃金と想定されます。また、私立大学の教職員は一般企業の労働者と同様に労働基準法の対象となります。したがって教職員の賃金は大学と教職員の間で交わされる労働契約や就業規則、または労働組合との協約に基づいて決定されると解されます。しかるに別表第二に示されている標準設置経費額の人件費は、私立大学の教職員の賃金決定の法的根拠である最低賃金法及び労働基準法の趣旨に抵触するおそれがあるのではないのでしょうか。</p> <p>新技術の活用、基幹教員の導入、雇用形態の多様化は、生涯学習として高等教育を受ける権利保障を拡大するという時代の趨勢と合致していると思います。最低賃金法と労働基準法を遵守しているとみなせる学校法人であるならば、審査の重点を大学設置等の趣旨とその実現方法にこそ振り向けるべきではないのでしょうか。新技術を活用したオンライン大学の可能性や、準備資金を多く有する者のみが大学を設置できるという現実と直面したときに、多くの国民は現行基準及び審査過程に疑念を抱くとともに、新たな施策展開を求めるのではないのでしょうか。新時代にふさわしい高等教育の恩恵を受けられる層を拡大すべく、長く顧みられることのなかった審査基準の抜本的見直しに着手されますよう、心底よりお願い申し上げます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>本改正案は、近年の工事単価、物価、人件費の状況を踏まえて標準設置経費額及び標準経常経費額を改めるものであり、昨今、実際に工事単価、物価、人件費が上昇している中において、本改正は必要なものと考えています。そのうち人件費については、標準経常経費が近年の給与の実態と乖離しないように、民間企業従業員の給与水準も考慮し算定された人事院勧告の改定率を乗じて算出しています。なお、一般的に人件費には、教員または職員等に支給する本棒、期末手当及びその他の手当に加え、所定福利費等も含まれます。</p> <p>学校法人の設立に当たっては、安定的・継続的な教育研究活動を行う必要があり、また大学の運営等が困難になり、学生が不利益を被ることがないように、学生保護の観点からも、学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準に定める額以上の経費を保有していることを認可の要件としています。</p>

分野	主な意見の概要	文部科学省の考え方
2. その他審査基準に関する御意見	<p> 昨年の国民の声と反対の方向の改正案を出され、再度パブリックコメントを求められていることに驚いています。パブリックコメントの全ての意見と逆の改正をされるのであれば昨年のパブリックコメントをどう参考にされてこの案になったのか、国民に対する説明が必要ではないでしょうか。また寄附行為認可の審査基準はどんなに社会が変わっても（ITの発達、AIの一般化、コロナを経た教育の方法への意識の変化、経済格差の拡大等々）、長年大枠・方針を変える努力をされておらず、抜本的な見直しが必要であると思っています。昨年からさらに増えた疑義から意見を以下に記します。 </p> <p> 1. 昨年、多くの疑義が出されたことに対する貴省の「考え方」に「近年の設備の実勢価格と乖離しないように、消費者物価指数の改訂を踏まえた3.2%の増額改訂をしています。」と回答されましたが、疑義は元々の人件費の基準、つまり3.2%の増額前から根拠不明で法外だという意見が複数だされているのに3.2%増額した根拠を回答されていて、質問から話をずらしておられます。政府の統計を挙げて大学教員の平均年収が791万円であるのに、900万円としているのはおかしいと書かれている国民の意見もありました。その点も無視されていますが、ご回答されるべきと考えます。 </p> <p> 2. 「安定的」「継続的」な教育活動ができるようにとの回答がありますが、運営に必要な額の何十倍もの財源を持っていないならば「安定的」「継続的」な教育活動ができないというような回答に納得する国民がいるでしょうか。そのことばに引き続いて「学生保護の観点から」とも書かれていますが、真に経費を抑えた、持続可能な大学の在り方こそが、経済的に恵まれない学生の保護ではないでしょうか。それとも巨額の財産を示してゴージャスな宣伝をすることや、元文科事務次官の方が理事長であることこそが学生の保護とお考えでしょうか。大学は教育の質と学術の推進を目指すべきで、お金をかけることは必ずしも関係ありません。むしろ大学のポリシーが大学教育の真の目的から乖離するような経営感覚であれば大学教育には悪影響です。（因みに多くの大学が目を見張るゴージャスな建物を建てて学生を惹きつけているのを見ると、学生がそのようなことに目を奪われて大学を選ぶことの弊害を危惧します。大学の在り方は大学教育についてのメッセージを受験生に与えます。そのことを教育の省ならばもっと考えていただきたい。） </p> <p> 3. 経常経費をどんどん挙げることは大学設置基準の改正時に月額報酬20万円以上を目途として、兼務をもつ教員を認めたことで名称も「基幹」と変えたことと逆の方向ですが、大学設置基準の改正は「学生保護の観点から」誤りだったと考えてよいでしょうか。大学設置基準と逆の方向に進むことにはどちらかが撤回・訂正しなければならぬと思います。 </p> <p> 4. 「インターネットのみによる授業を前提とした大学においては、面接授業等に相当する教育効果を担保するための措置等を行う必要もあること等から、標準経常経費額の規程は適用される」と回答されていますが、インターネットのみの授業は面接授業等に相当する教育効果が担保されないの経常経費は適用されるというこの論理は、インターネット利用で経費を抑えてどこに居ても同じサービスが受けられる国にするという政府の方針を否定するものですが、文科省は政府のデジタル政策の方針に反対ですか。（政府のデジタル政策には「教育」という文言がいつも入っていますが。）地理的・経済的等々、さまざまに理由で大学教育を受けられない人がいることこそ、インターネットにより是正するのが政府の方針ではないのでしょうか。その流れでインターネットのみの大学を認めたことは誤りだったということでしょうか。面接授業に「相当」しないという科学的根拠は何か、そしてその根拠というものは何億かければ解消するか、具体的に示してください。 </p>	<p> 御意見ありがとうございます。令和6年8月から9月にかけて実施した本審査基準の一部改正に関するパブリック・コメントにおいては、近年の工事単価、物価、人件費の状況を踏まえて標準設置経費額及び標準経常経費額を改めることに関する意見募集を行ったものとなります。いただいた御意見については精査の上、昨年、実際に工事単価、物価、人件費が上昇している中において、当該改正は必要なものと判断し、原案のとおり一部改正を行っており、同様の改正は今年度においても必要なものと考えています。そのうち人件費については、標準経常経費が近年の給与の実態と乖離しないように、民間企業従業員の給与水準も考慮し算定された人事院勧告の改定率を乗じて算出しています。なお、一般的に人件費には、教員または職員等に支給する本俸、期末手当及びその他の手当に加え、所定福利費等も含まれます。通信制であっても他の大学と同様に学修支援や学生支援等を含む教育研究活動を行う必要があります。また、インターネットのみによる授業を前提とした大学においては、他大学に比べて、インターネット等を利用した授業の教育効果が確実なものとなるような措置や、メディアを利用して行う授業に求められる、教員や指導補助者による授業終了後すみやかかつ十分な指導及び学生の意見交換の機会の確保の措置等を行う必要もあります。これらの教育研究活動を安定的・継続的に行うための教職員人件費や教育研究等に係る必要経費の最低基準として、標準経常経費額の規定は適用されることとなっています。 </p>